

市が関係する太陽光発電設備設置に係る関係法令等一覧

令和7年5月26日時点

関係法令等	規制内容	担当窓口(電話番号)
「農地法」 第4条、第5条	農地に設置する場合は、転用許可の許可申請又は届出が必要です。なお、登記簿地目が農地以外であっても、現況農地の場合は同様の手続きが必要です。	農業委員会事務局 (026-224-5060) …第二庁舎8階
「農業振興地域の整備に関する法律」 第13条、第15条の2	農用地区域内農地における太陽光発電設備の設置は原則不許可です。ただし、営農型発電設備として設置する場合は上記のとおり農業委員会事務局において一時転用に限り許可する場合があります。この場合、農業政策課で一時転用許可に必要な意見書の交付手続きが必要です。なお、農業委員会事務局で非農地決定された土地に太陽光発電設備を設置する場合は、農業政策課において農用地区域からの除外手続きが必要です。	農業政策課 (026-224-5037) …第二庁舎8階
「森林法」 第10条の8	森林所有者や伐採行為者等は、地域森林計画対象民有林の立木を伐採する場合は、伐採行為を行う30～90日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出して下さい。	森林いのしか対策課 (026-224-5040) …第二庁舎8階
「建築基準法」 第6条第1項、第48条、第88条第1項、第2項	土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を物品の保管その他屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。なお、都市計画区域内にあっては、当該建設地の用途地域ごとに建築物の用途の規制を受けます。	建築指導課 (026-224-5048) …第二庁舎7階
「都市計画法」 第29条	建築物を建築する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、あらかじめ開発許可の手続きが必要です。	都市計画課 (026-224-5050) …第二庁舎5階
「宅地造成及び特定盛土等規制法」 第12条、第27条、第30条	一定規模の盛土・切土等を行う場合には、あらかじめ許可等の手続きが必要です。	
「道路法」 第24条、第32条 「長野市法定外公共物の管理に関する条例」 第4条、第8条 「地方自治法」 第238条の5	事業計画地内に道水路がある場合は、付け替え、払い下げ手続きが必要になる場合があります。道水路内の電柱等の設置は占用許可が必要となります。また、事業計画に関連して道水路の改修等が必要な場合は自営工事の承認が必要です。	
「長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例」	風致地区内で設置する場合は、風致地区の規制に関する許可を受ける必要があります。	都市計画課 (026-224-5050) …第二庁舎5階
「地区計画」	地区計画区域内で設置する場合は、工事に着手する日の30日前までに地区計画の届出書を提出して下さい。	
「公有地の拡大の推進に関する法律」 第4条	都市計画区域内の土地を有償で譲り渡そうとする場合には、対象となる土地の条件により、事前の届出が必要となります。	
「景観法」 第16条 「長野市の景観を守り育てる条例」 第10条	【事前協議】 ・太陽光発電パネルの面積(モジュール面積)が500㎡を超え1,000㎡未満の場合は工事に着手する60日前まで(パネル面積が1,000㎡以上の場合は、工事に着手する90日前まで)に事前協議書を提出してください。 (大門町南景観計画推進地区内は、パネルの面積が10㎡を超える場合に事前協議が必要です。工事に着手する90日前までに事前協議書を提出してください。なお、中央通りに面した部分には太陽光パネルが設置できません。) 【届出】 ・太陽光発電パネルの面積が500㎡を超える場合(大門町南景観計画推進地区内はパネル面積が10㎡を超える場合)は、上記の事前協議が終了した後、工事に着手する日の30日前までに届出書を提出してください。 ・3,000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合は、工事に着手する日の30日前までに届出書を提出してください。(土地の形質変更は事前協議不要)	まちづくり課 (026-224-7179) …第二庁舎5階
「長野市屋外広告物条例」	屋外広告物を表示・設置する場合は、一部の地域や屋外広告物を除きあらかじめ許可申請が必要です。 ※但し以下の基準に全て該当する場合は許可申請の適用除外となります。 ・表示面積が1面当たり0.5㎡以下かつ合計1㎡以下 ・地色の彩度8以下かつ使用する色の数が2以下 ・反射光のある素材を使用していないもの ・動向、点滅照明、ネオンその他これに類するものを使用していないもの ・「駐輪場」、「駐車場」、「入口」、「出口」など機能を表示するもの	
「土壌汚染対策法」 第4条	土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切り土、盛り土等)の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は、土地の形質変更着手日の30日前までに届出が必要です。	環境保全温暖化対策課 (026-224-8034) …第二庁舎3階
「長野市公害防止条例」 第28条	自主的な土壌汚染状況の調査の結果、当該土地の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染対策法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合には、その結果及び対策の届出が必要です。	
「長野市自然環境保全条例」	保全地域内において設置する場合は、許可が必要です。 〔現在指定されている地域〕 飯綱高原自然環境保全地域(平成15年9月1日指定) ※戸隠地区と大岡地区については、本条例において保全地域として指定はしていませんが、旧村条例を引き継ぎ、それぞれの地区全域で各種行為(建築物等の新築・改築・増築、土地の形質変更、井戸の掘削など)が規制されています。	環境保全温暖化対策課 (026-224-5034) …第二庁舎3階
「長野市伝統環境保存条例」 第7条	事業計画地が伝統環境保存区域内に該当する場合は、当該行為をしようとする日の30日前までに、市長に届出をする必要があります。	文化財課 (026-224-7013) …第二庁舎4階
「文化財保護法」 第125条、第139条 「長野県文化財保護条例」 第13条、第34条 「長野市文化財保護条例」 第14条、第35条	事業計画地が指定等文化財(主に史跡、名勝、天然記念物、国登録文化財等)に該当し、指定等文化財に対し現状変更を行う際には、あらかじめ国、県または市の許可を受けることが必要です。	
「長野市伝統的建造物群保存地区保存条例」 第4条、第6条、第7条	事業計画地が長野市伝統的建造物群保存地区に該当し、保存地区内で条例で定められた行為を行う場合は、あらかじめ規則の定めるところにより、市長の許可を受けることが必要です。	
「文化財保護法」 第93条	事業計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、文化財保護法の規定に基づき着手60日前までに土木工事等の届出が必要です。	文化財課埋蔵文化財センター (026-284-0004) …長野市小島田町1414
「国土利用計画法」 第23条	一定面積以上の大規模な土地取引等には、契約締結後、契約締結日から起算して2週間以内に届出が必要です。	企画課 (026-224-5010) …第一庁舎6階

※ 市道及び市管理の認定外道路や水路と隣接する場合は、官民境界が確定していないことがあるので必ず確認してください。

市道等との境界	内 容	担当窓口(電話番号)
市道等との境界立会い申請	市道及び市管理の認定外道路や水路と、これに接する土地の境界を確定させる立会いを行うための申請です。	監理課 (026-224-8724) …第二庁舎6階